

## 介護老人保健施設通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用約款

ナーシングホーム オリーブ

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設ナーシングホーム オリーブ(以下「当事業所」という。)は、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)と認定された利用者(以下「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者(以下「扶養者」という。)は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用同意書を当事業所に提出したときから効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び扶養者は当事業所に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除・終了することが出来ます。なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画作成者に連絡するものとします。

(当施設からの解除)

第4条 当事業所は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。  
①利用者が要介護認定において自立と認定された場合  
②利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画が作成されている場合には、その計画で定められた利用時間数を超える場合  
③利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供を超えると判断された場合  
④利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を2ヶ月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合  
⑤利用者が、当事業所、当事業所の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合  
⑥天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当事業所を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び扶養者は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の対価として、裏面重要事項説明書の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当事業所は、利用者の経済状況等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。  
2 当事業所は、利用者及び扶養者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月7日までに送付し、利用者及び扶養者は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額をその月の20日までに支払うものとします。  
3 月の途中で退所する場合は、退所日に当該日までのサービス利用の合計額の請求をします。利用者及び扶養者は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額を退所日に一括して支払うものとします。  
4 当事業所は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び扶養者に対して、領収書を発行します。

(記録)

第6条 当事業所は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。(診療録は5年間保管します)  
2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙で定め、適正に取扱います。また正当な理由無く第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。  
①サービス提供困難時の事業間の連絡、紹介等  
②居宅介護支援事業所(地域包括支援センター(介護予防支援事業所))等との連携  
③利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知  
④利用者が病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等  
⑤生命・身体保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合)

(緊急時の対応)

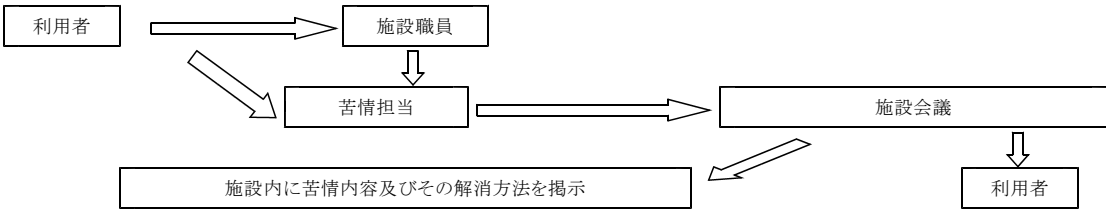
第9条 当事業所は利用者に対し施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関、協力歯科医療期間での診療を依頼することがあります  
2 当事業所は利用者に対し、当施設における通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関での診断を依頼します。  
3 入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条 サービスの提供等により事故が発生した場合、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。なお、当事業所の介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償致します。(当事業所は東京海上火災保険株式会社と損害賠償保険契約を結んでおります。)

(サービス内容に対する苦情)

第11条 当事業所の相談・苦情窓口  
担当者 玉澤 重貴  
電 話 0178-31-5500 FAX 0178-31-5502  
受付日 年中 (ただし土日・祝日、12月29日～1月3日を除く)  
受付時間 午前9時～午後5時  
2 苦情処理体制



3 当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

①八戸市介護保険課 0178-43-2111 (内線 572)  
②青森県国民健康保険団体連合会(苦情処理委員会) 017-723-1336

(賠償責任)

第12条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供に沿って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を破った場合、当事業所は利用者に対して損害を賠償するものとします。  
2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を破った場合、利用者及び扶養者は、連帯して当事業所に対して損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします

## 介護老人保健施設通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用同意書

介護老人保健施設ナーシングホーム オリーブ通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)を利用するにあたり、介護老人保健施設通所リハビリ(介護予防通所リハビリテーション)利用約款及び裏面重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して担当者( )による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

平成 年 月 日

〈利用者〉

住 所

氏 名

印

〈扶養者〉

住 所

氏 名

印

## 介護老人保健施設

ナーシングホーム オリーブ

施設長 白 坂 龍 雄 殿

【本約款第5条の請求書・明細書及び領収書の受取者】

氏 名	( 続 柄 )
住 所	
電話番号	

【本約款第9条の事故発生時の場合及び緊急時の連絡先】

氏 名	( 続 柄 )
住 所	
電話番号	

# 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスについて(重要事項説明書)

## 1. 施設の概要

- (1) 施設の名称等  
 〔施設名〕 介護老人保健施設 ナーシングホーム オリーブ  
 〔開設年月日〕 平成 6年 4月 1日  
 〔所在地〕 青森県八戸市湊高台二丁目4-6  
 〔電話番号〕 0178-31-5500  
 〔管理者名〕 医療法人平成会 理事長 濱田 和一郎  
 〔介護保険指定番号〕 0250380060

## (2) 施設の職員体制

職員	資格	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
管理者	医師	1		あり	1	利用者の健康管理及び医療の処置に適切な処理
看護職員	看護師	1		なし	1	利用者の保健衛生並びに看護業務
	准看護師					
リハビリ職員	作業療法士	1		なし	1	利用者への個別訓練及び集団でのリハビリ、レクリエーション
	理学療法士					
	言語聴覚士	1		あり	1	
介護従事者	介護福祉士	8		なし	8	利用者の生活全般にわたる介護業務とその家族への介護指導
	ヘルパー2級	2			2	
栄養士	管理栄養士	1		あり	1	利用者の栄養管理及び相談指導
運転手		3		あり	3	運転業務
合計		18			18	
勤務体制						

- (3) 営業日、営業時間及び定員  
 営業日は年末年始(12月31日及び1月1日)と日曜日を除く毎日

	営業日	営業時間	定員
日中の部	月曜日から土曜日	午前9時00分から午後4時30分	60名

- (4) 通常の事業の実施地域 八戸市

## 2. 通所リハビリテーションの内容等

### (1) 当事業所の特徴

- 通所リハビリテーションは、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続されるために立案された居宅サービス計画に基づき、当事業所をご利用いただき、必要とされるリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及びリハビリスタッフその他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

### (2) サービスの内容

- ◆施設サービス計画の立案
- ◆食事 食事は原則として食堂でお取りいただきます。  
 昼食12時00分 から
- ◆入浴 一般浴槽の他に入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。
- ◆医学的管理、看護
- ◆介護
- ◆機能訓練 (リハビリテーション、レクリエーション)
- ◆利用者の必要に応じて、医師又は医師の指示を受けたリハビリテーションスタッフが居宅に訪問し、診察、運動機能訓練、作業能力訓練を行い、リハビリ計画の作成又は見直しをおこないます。
- ◆栄養管理、栄養マネジメント等の栄養状態の管理
- ◆利用者が選定する特別な食事の提供
- ◆相談援助サービス

### (3) 協力医療機関等

- ◆併設医療機関 八戸平和病院 八戸市湊高台二丁目4-6
- ◆協力医療機関 青森労災病院 八戸市白銀町字南ヶ丘1
- 松平病院 八戸市妙字西平6-27
- ◆協力歯科医療機関 栗田歯科 八戸市湊高台四丁目2-15

### (4) 緊急時等の対応

- 緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

## 3. 利用料金

### (1) 利用料(介護保険給付対象)

- ◆サービス利用料(通所リハビリテーション費)

区分	利用料金			介護保険適用時の自己負担額		
	3時間以上 4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上 8時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上 8時間未満
要介護1	3,690円	4,920円	6,580円	369円	492円	658円
要介護2	4,430円	5,980円	8,050円	443円	598円	805円
要介護3	5,160円	7,030円	9,520円	516円	703円	952円
要介護4	5,900円	8,080円	10,990円	590円	808円	1,099円
要介護5	6,640円	9,140円	12,470円	664円	914円	1,247円

\*2時間以上3時間未満～3時間以上4時間未満の金額に100の70を乗じた額とする

### ◆サービス利用料(介護予防通所リハビリテーション費)

	利用料金	介護保険適用時の自己負担額
要支援1	一月につき 24,960円	一月につき 2,496円
要支援2	一月につき 48,800円	一月につき 4,880円

### ◆各種加算の利用料(通所リハビリテーション費)

	利用料金	介護保険適用時の自己負担額
サービス提供体制強化加算I	120円	12円
入浴加算	500円	50円
リハビリテーションマネージメント加算(1月)	230円	23円
短期集中リハビリテーション加算 *退所・院日又は新たに要介護認定を受けた日から(1ヶ月以内) (1ヶ月以上～3ヶ月以内)	2,800円 1,400円	280円 140円
個別リハビリ加算	800円	80円
栄養改善加算	1,500円	150円
口腔機能向上加算	1,500円	150円
若年性認知症利用者受入加算	600円	60円
訪問によるリハビリ計画の見直し(1日)	5,500円	550円

### ◆各種加算の利用料(介護予防通所リハビリテーション費)

	利用料金	介護保険適用時の自己負担額
サービス提供体制強化加算I	要支援1 要支援2	一月につき 48円 一月につき 96円
運動器機能向上加算	一月につき 2,250円	一月につき 225円
栄養改善加算	一月につき 1,500円	一月につき 150円
口腔機能向上加算	一月につき 1,500円	一月につき 150円
若年性認知症利用者受入加算	一月につき 2,400円	一月につき 240円

- ◆通常の実施地域以外に居住する利用者の送迎  
 実施地域の境界線から片道概ね10キロメートル以下 500円  
 実施地域の境界線から片道概ね10キロメートルを超える場合、1キロメートルにつき 100円加算

### (2) その他の利用料(介護保険給付対象外)

- ◆食事代 1食につき 450円
- ◆その他の費用

おむつ代	尿とりパット 平おむつ パンツ式おむつ リハビリパンツ	1枚 32円 1枚 54円 1枚 152円 1枚 195円
文書料	領収書再発行料	1通 525円
教養娯楽費	クラブ活動の材料費	実費

### (3) 支払い方法

- ◆毎月、7日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行します。

## 4. 施設利用にあたっての留意事項

- ◆施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ◆体調不良等によりサービスを中止する場合は、サービス開始時間までに当事業所へ連絡して下さい。
- ◆多くの方に安心して療養生活を送っていただけるために、次の行為は禁止します。
  - ①利用者同士の金銭・物品の貸し借りをすること
  - ②けんか・口論・泥酔等、他利用者への迷惑行為
  - ③施設全館禁煙となっている為、喫煙は出来ないこととする
  - ④故意に施設若しくは物品に損害を与え又はこれを持ち出すこと
  - ⑤通所リハビリテーション利用並びに介護予防通所リハビリテーション利用時の医療機関への受診
  - ⑥ペットの持ち込み
  - ⑦営利行為・宗教の勧誘及び特定の政治活動を行うこと。

## 5. 非常災害対策

- ◆防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、火災報知器
- ◆防火訓練 年二回
- ◆防火管理者 出員 一則

## 6. 要望及び苦情等の相談

当事業所には支援相談員の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。

- ◆担当者 支援相談員 玉澤 重貴
- ◆電話番号 0178-31-5500 (内線:517)